

令和6年度海外県人会等活動支援事業（ウチナーネットワーク横連携活動支援事業）委託業務
企画提案仕様書

1 委託事業名

令和6年度海外県人会等活動支援事業（ウチナーネットワーク横連携活動支援事業）

2 事業目的

本事業は、世界に広がるウチナーネットワークの強化や交流推進を図るため、海外県人会同士の横連携や海外県人会とウチナー民間大使との連携、海外と県内の国際交流団体の連携など多様な連携方法を支援することに重点を置くことで、相互の絆を深める場を創出する。併せて、次世代を担う若者や子ども達が沖縄の伝統芸能・工芸、食文化、スポーツ等に対する興味関心を高められるような活動を支援する。

3 事業概要

海外にある沖縄県人会の横のつながりを強化するため、海外県人会が計画しているイベント及び催事についての支援を行う。併せて、県人会同士の情報交換、意見交換の場を設定するとともに、本事業の成果が他の海外県人会の取組の参考となるよう、その内容を動画等により発信する。

以下のイベント支援は必須とし、その他、予算の範囲内で必要に応じて県人会活動を支援する。

※以下の内容は、公募時点の計画であり、諸般の事情により実施時点で内容が変更となる場合があることに留意すること。

※予算の範囲内で別の支援先や支援内容の提案することを妨げるものではない。

	県人会名	実施時期（予定）	実施内容	留意点
1	バンクーバー沖縄県友愛会（カナダ/バンクーバー）及びワシントン州沖縄県人クラブ（アメリカ/ワシントン州）	2024年7月16日（火）～22日（月）頃	ゲートボール交流会	移民1世が高齢化してきているため、気軽に取り組めるゲートボール交流会をバンクーバーにて実施する。 <u>指導者数名を沖縄から派遣し、老若男女が参加できる交流会となるよう支援すること。</u> ※県人会からの派遣者の要望：特になし
2	フランス沖縄県人会及び欧州の沖縄県人会	2024年10月5日（土）～12日（土）頃	空手三線創作エイサー	フランス沖縄県人会が中心となって「Okinawa Festival」を実施する。

	(フランス/パリ)		琉球古武道 琉球舞踊 琉球料理などの食文化紹介	フランス周辺国の沖縄県人会も協力し、1週間程度のイベント（アトリエ、ワークショップ、演舞など）をパリで計画している。 <u>専門家数名を沖縄から派遣するとともにウチナー民間大使とも連携して当該イベントの支援を行うこと。</u> ※県人会からの派遣者の要望 ：勝連盛豊（棒踊り） 鈴木信（長寿食） 又吉章盛（三線）
3	ゴールドコースト 沖縄県人会及び豪州にある他の県人会（オーストラリア/ゴールドコースト、シドニー、メルボルン、パース）	2025年1月中旬～2月上旬のうち1週間程度	琉球舞踊 三線 空手 創作エイサー 沖縄紹介	ゴールドコースト沖縄県人会が中心となって「Power of OKINAWA」と題した文化紹介をメインとしたイベントをゴールドコーストで実施する。豪州にある4県人会が連携、協力して取り組む <u>当該イベントを支援すること。併せて、沖縄から演者数名を派遣すること。</u> ※イベント前にオンラインも含め数日間演技指導も行うこと。 ※県人会からの派遣者の要望 ：琉星太鼓（エイサー） 美音（三線） 平田大一（演出家）

4 事業予算額

(1) 20,570千円（税込み）以内とする。

※企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

(2) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払を行うが必要に応じて概算払いに応じるものとする。

5 委託期間

契約締結の日～令和7年（2025年）3月31日

6 委託業務内容

(1) 海外県人会との連絡及び調整

- ① イベントスケジュール、当日のプログラム、交流会等について一切の調整を行うこと。また、定期的に県人会、県、受託者と三者協議の上、事業を進めること。
- ② 必要に応じて英語でコミュニケーションを取れる担当者を1名以上配置すること。
- ③ 次世代を担う若者や子ども達が当該イベントに積極的に参加しやすくなるような工夫を県人会と相談の上、実施すること。実施に必要な助言やサポートを行うこと。
- ④ 県人会同士の情報交換や意見交換ができる交流の場を設けること。

(2) 派遣者の選定

- ① 県人会の要望を的確に把握し、沖縄県のPRや「世界のウチナーネットワーク」の強化に繋がる活動になるよう、要望に沿った者（指導者、専門家、演者等）を選定、派遣すること。
- ② 各ジャンルにおける内容を熟知し、かつ国内外で芸能公演等の実施に携わった実績を有する者が望ましい。

(3) 旅行の手配

- ① 航空券及び宿泊先の手配、保険契約の手続き等、派遣に係る旅行の一切の手配を行うこと。
- ② 必要に応じて、那覇空港出発から那覇空港到着間を添乗すること。

(4) 動画コンテンツの制作

イベントの様子を記録した写真や映像等を編集し、県が別途運営するホームページ等に掲載するための動画コンテンツを制作すること。（実施先全てに撮影者が同行する必要はないことに留意すること）

(5) 事業報告書及び事業報告書概要版の作成

写真を中心とした事業報告書を作成すること。また、事業成果を測るためのアンケートを実施し、その結果を事業報告書に掲載すること。

上記、(1)から(5)を踏まえ、派遣する者（人数含む）、イベントの支援内容・方法、海外県人会の横連携強化に向けた取組などについて提案すること。なお、実施場所（会場）は未定であることから提案に含める必要はない。（含めても可）

(6) その他、事業目的に沿った独自の提案

7 連絡調整

(1) 事業実施中

- ① 業務の進捗状況報告、業務内容に関する打合せについて、必要に応じて実施すること。また、その日程調整及び連絡通知を行うこと。
- ② 連絡会議に必要な資料を用意し、議事録を作成すること。
- ③ 連絡会議に必要な費用負担を行うこと。

(2) 事業実施後

事業運営を通じての課題を抽出し、改善点を報告すること。

8 積算見積について

- (1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。※1円未満の端数については切り捨てるものとする。
- (3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。
 - ①直接人件費（事務局職員の人件費）
 - ア 総括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。
また先例の少ない特殊な業務を担当する。
 - イ 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。
 - ウ 専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。
 - ②直接経費
 - ア 補助員人件費
 - イ 旅費
 - ウ 会場費
 - エ 謝金
 - オ 賃借料
 - カ 消耗品費
 - キ 印刷製本費
 - ク 通信運搬費
 - ケ その他必要経費（※内訳等を明かにすること）
 - ③再委託費
県との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費。
 - ④一般管理費
次の計算式により算出すること。
(① 直接人件費＋②直接経費－③再委託費) × 10/100 以内
 - ⑤消費税

9 再委託等の制限

- (1) 一括再委託の禁止
委託業務の契約金額の1/2を越える業務、委託業務に係る統轄的かつ根幹的な業務を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。
- (2) 再委託の承認
契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
〈その他、簡易な業務〉
資料の収集、整理、複写、印刷、製本
原稿・データの入力及び集計
イベントやWUBサイト運営に係る通訳、翻訳業務
イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配
その他、県が簡易と決定した業務
- (3) 再委託の相手方の制限
暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

10 著作権

- (1) 成果物の著作権及び使用権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (2) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。
- (3) 業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

11 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

12 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

13 成果物

- (1) 事業報告書（現物5部、電子データ1部）
- (2) 6(4)における動画コンテンツの電子データ
※作成の際は、インターネット上で公開しても差し支えないよう予め個人情報や著作権等その他権利関係の許可を得ておくこと（沖縄県のウェブサイトに掲載予定）。

14 その他

- (1) 本事業を進めるにあたっては、必ず県と協議し行うこと。
- (2) 受託者は県からの要請に応じ、会議等に出席しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課と協議すること。

- (4) その他、上記仕様書に示されていない事項については、県と受託者との協議の上取り決めるものとする。